平成２１年（フ）第１４２４４号
東京都北区赤羽西５丁目７―11―406
債務者　吉見　照幸
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２４５号
東京都江戸川区中央４丁目２―13―907
債務者　高橋　浩美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２４６号
青森県八戸市長者３丁目１―24
債務者　來原小枝子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８９号
群馬県高崎市西島町37―５
債務者　反町　文代（旧姓諏訪）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１号
石川県羽咋郡志賀町酒見新堂７番地、従前の住所石川県七尾市石崎町香島２丁目52番地７
債務者　關口　永樹
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６８１号
東京都目黒区目黒本町４丁目20番２号セザール碑文谷106号、住民票上の住所東京都清瀬市中清戸３丁目454番地の22
債務者　菅原　英樹
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７０７号
東京都足立区一ツ家１丁目22番18号ホワイトコーポ一ツ家401
債務者　齋藤　　薫（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７１９号
東京都江戸川区中葛西４―12―４レジデンス内宮203、住民票上の住所千葉県柏市明原１丁目７番１―503号
債務者　山口　久美
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７３０号
東京都福生市大字熊川1325番地１都営熊川アパート19―201
債務者　武田　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７３１号
東京都福生市大字熊川1325番地１都営熊川アパート19―201
債務者　武田　信子（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７３３号
東京都清瀬市竹丘１丁目17番26号529号室
債務者　原　かおり
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７５５号
東京都日野市多摩平１丁目３番地の５豊田ダイカンプラザ608
債務者　井上　有里
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１８号
東京都東大和市中央１丁目６番地の12ベルハイネス201
債務者　齋藤　玉良
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５７号
熊本県鹿本郡植木町大字広住1371番地１
債務者　待鳥　利晴
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１号
岡山県新見市足見3670番地
債務者　金岡　良一
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第２号
岡山県新見市大佐小阪部2144番地１
債務者　宮平　和子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後２時
岡山地方裁判所新見支部